



ぜいきん しゅるい しはら ほうほう 税金の種類と支払い方法

●総領事館に 相談して ください

日本に 住む人は 税金を 払います。
税金は 安心して 住むことが できる 町を つくるため 使っています。
税金は 難しいです。総領事館に 手伝わってもらって ください。

●所得税<国に 払う 税金>

居住者<日本に 決まった 住所が ある>の人は、1月1日から 12月31日までの
1年の 間に もらった お金の 多さで、税金が 決まります。外国で もらった
お金も 計算に 入ります。次の 年の 2月16日から 3月15日までの 間に
税務署<税金の 仕事を する 国の 事務所>で、税金を 払って ください。
会社で 働いている人は 会社が 税金を 計算します。会社からだけ お金を もらう人は
確定申告<税務署に 言う>は、いりません。非居住者<日本に 決まった 住所が ない>
の人は、税務署に 相談して ください。
わからないときは 税務署に 聞いて ください。

姫路税務署 電話 079-282-1135
(姫路市北条 1丁目 250番地)

●住民税<県や 市に 払う 税金>

1月1日に 住所がある 市や 町に 税金を 払います。1月1日から 12月31日までの
1年の間に もらった お金の 多さで 税金が 決まります。2月16日から 3月15日までの
間に 市役所に 申告<市役所に 言う>を してください。
会社からだけ お金をもらっている人や、所得税<国に 払う 税金>の 確定申告をする人は、
住民税の 申告は、いりません。
会社で 働いている人は 会社が 税金を 計算します。毎月 もらう お金から 会社が
税金を 引いて 市に 払います。
会社で 働いていない人は 市役所から 税金の おしらせが 届きます。税金を 払う方法が
書いてあります。よく 読んで ください。
日本を 出るときは 税金を 払ってから 出ます。
わからないときは 市民税課に 電話して ください。

市民税課 電話 079-221-2261



ぜいきん しゅるい しはら ほうほう 税金の種類と支払い方法

●固定資産税<土地や 家にかかる 税金>

1月1日に 土地や 家などを 持っている人は、税金を 払います。
わからないときは 資産税課に 電話して ください。

資産税課 電話 079-221-2271

●軽自動車税<660cc までの 車にかかる 税金>

4月1日、軽自動車<660cc までの 車>を 持っている人は 税金を 払います。
軽自動車<660cc までの 車>を 買ったときから 15日の間に 市役所に
知らせて ください。車を 使わなくなったときや 売ったとき、30日の間に 市役所に
知らせて ください。

主税課 電話 050-1784-4560

●自動車税<車に かかる 税金>

4月1日、午前0時現在、自動車<軽自動車税が かかるものを 除く。>を 持っている人
または 使っている人は 税金を 払います。自動車を 買ったとき、
使わなくなったときや 売ったときには、運輸支局などで かならず 登録を してください。
姫路県税事務所 自動車税課 電話 079-281-9104